総代·宮司·神社職員

のための傷害保険

(傷害総合保険)

団体割引 10% 適用

神社のおなざまの安心、

まとめて護ります!







総代のための 傷害保険

ご加入いただいた神社の総代を 包括して補償します。

•補償対象=総代

補償範囲:奉仕活動中

宮司のための傷害保険

ご加入いただいた神社の宮司を

補償します。

宮司のご家族を含めることも可能です。

•補償対象=宮司とその家族

補償範囲:24時間

神社職員のための

傷害保険

ご加入いただいた神社の職員を 包括して補償します。

•補償対象=神社職員

補償範囲:就業中

保険期間

応募締切・加入申込

令和5年12月1日(金)午後4時より1年間

随時中途加入が可能です。毎月15日締切、翌月1日補償開始。

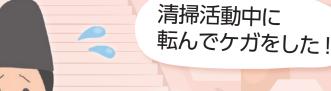


神社活動に関わる

ケガや事故の不安を解消!



祭礼準備中に 熱中症になった!





神社活動に関わるさまざまな不安から、お守りします。



★ 熱中症による死亡・入院・通院も補償



▶ 入院・通院は一日目からの定額補償



▶ 健康診断や医師による診査も不要



▶ 団体割引10%適用

総代のための傷害保険

傷害総合保険(準記名式契約特約(全員付保)、管理下中の傷害危険補償特約、 往復途上傷害危険補償特約、通算短期率適用契約に関する特約、熱中症危険補償特約セット) 保険期間1年、団体割引10%、職種級別A級



(注)保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

総代の皆さまが奉仕活動中に万が一のことがあった際の備えとなります。十分な補償が受けられるよう、ぜひご検討ください。 ※総代とは…神社規則で定める総代(神職以外の責任役員を含めることができます。)

補償の対象となる場合(奉仕活動中のみ)

清掃活動中に 転んでケガをした



境外での奉仕活動中に 交通事故にあった





草むしりをしている際に



保険金のお支払例

夏場、 祭礼準備中に 熱中症となり、 救急搬送され、 そのまま10日間 入院した



入院日額 4,000円 × 10日間

= 入院保険金

※2コース(前年実績16日~30日以内)に加入の場合

総代さまお一人当たり 年間5.050円でご加入できます!

総代のための傷害保険の特長

前年の活動実績に 応じた掛金のため 合理的!

名簿の提出が不要 で手続きが簡単!

(総代名簿の備え付けは必要)

ご加入にあたり 年齢制限は ありません!

※本契約とは別に神社賠償責任保険にご加入の場合は無償奉仕者のための見舞費用とは分けて保険金をお支払いいたします。

※総代以外の無償奉什者は本制度では対象外のため、補償を希望する場合は取扱代理店までご連絡ください。

掛金(総代1名あたり)

掛金は前年度の活動日数に応じて決定します。 ※一部の活動日数ではなく、会議、清掃活動などすべての活動日数の合計でご申告ください。 総代1名あたりの掛金となりますので、下表の掛金に所属の総代数を乗じたものが全体の掛金となります。

※各神社に所属するすべての総代の人数でお申し込みください。

	プラン	1コース	2コース	3コース	4コース
	死亡・後遺障害保険金	1,000万円	500万円	300万円	300万円
保険金額	入院保険金(日額)	6,000円	4,000円	3,000円	3,000円
	通院保険金(日額)	2,000円	2,000円	1,000円	_
	前年実績7日以内	3,280円	2,280円	1,420円	980円
—	前年実績8日~15日以内	5,280円	3,640円	2,220円	1,490円
年間掛金(1名あたり)	前年実績16日~30日以内	7,380円	5,050円	3,050円	2,030円
(1 1 2) (2)	前年実績31日~60日以内	9,480円	6,460円	3,880円	2,570円
	前年実績61日~90日以内	11,420円	7,780円	4,650円	3,050円

- 入院中に受けた手術は入院保険金日額 の10倍、外来で受けた手術は入院保険金 日額の5倍の額をお支払いします。
- ●前年度の活動日数が左記の表に当ては まらない場合は取扱代理店までご連絡く
- (注)左記の掛金には本制度運営上必要な 通信費、各種帳票作成費等として1名 あたり200円の制度運営費が含まれて います。
- ●前年度の活動実績については6ページの表に記載の上、各神社で保管をお願いします。
- ●事故対応時に補償対象者の確認をいたしますので<mark>総代名簿の備え付け</mark>をお願いいたします。 ※総代名簿のご提出は不要です

加入例

総代数が10名で前年の活動日数が20日の神社が2コースにご加入の場合

総代1名あたり 5,050円 × 10名

【中途加入の場合】 保険期間の中途から加入する場合も年間掛金をお支払いいただきます。

傷害総合保険(熱中症危険補償特約セット) 保険期間1年、団体割引10%、職種級別A級



(注)保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

神社の代表である皆さまに万が一のことがあった際の備えとなります。十分な補償が受けられるよう、ぜひご検討ください。 ※神職で責任役員の方はこちらにご加入ください。

補償の対象となる場合

境内の清掃中に 転んでケガをした



夏場、自宅で熱中症になった



出張中に交通事故にあい ケガをした



運動中にケガをした



保険金のお支払例

奉務中に転倒し、 足を骨折したため、 完治までに 入院を2週間し、 その後通院10日 のケガを負った



入院日額 5,000円×14日間

= 入院保険金

通院日額2,500円×10日間

= 通院保険金

※本人型③および夫婦型、家族型に加入の場合

合計 9.5万円 のお支払い!

宮司のための傷害保険の特長

国内・国外を問わず、 業務中・業務外の **24時間補償!**

政府労災保険の 対象外となる 宮司も安心!

夫婦型・家族型 の場合は '家族も補償可能! ご加入にあたり 年齢制限は ありません!

※本人型①は補償開始時点で満70歳 までの方のみご加入いただけます。

掛金

宮司ご本人のみの補償をご希望の場合は①の表からプランをお選びください。

ご家族も含めた補償をご希望の場合は②の保険料表からプランをお選びください。

※複数の神社でご加入された場合、保険金額は合算されますが、入院保険金(日額)が15,000円を超えるお引き受けはできませんのでご注意ください。

①本人のみの補償 ※本人型①は補償開始時点で満70歳までの方のみご加入いただけます。

プラン	本人型①	本人型②	本人型③	本人型④
死亡・後遺障害保険金	3,000万円	1,000万円	500万円	300万円
入院保険金(日額)	10,000円	7,000円	5,000円	5,000円
通院保険金(日額)	3,000円	3,000円	2,500円	2,000円
年間掛金	57,170円	28,990円	19,190円	14,890円

夫婦型	家族型
500万円	500万円
5,000円	5,000円
2,500円	2,500円
35,240円	66,870円

②配偶者・ご家族も含めた補償

- ●入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。
- 注)上記の掛金には本制度運営上必要な通信費、各種帳票作成費等として5%の制度運営費が含まれています。

家族型の補償範囲について

①本人 ②配偶者 ③同居の親族(※)

4別居の 未婚の子 下記①~④の方が補償対象となります

- ①本人
- ②本人の配偶者
- ③本人またはその配偶者の同居の親族(※)
- ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- (※)親族:6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族

【中途加入の場合】保険期間の途中から加入する場合、掛金は年額ではなく月割計算となります。 上記年間掛金の、保険開始日に応じた下記の月割率を掛けた金額をお支払いいただきます。

保険始期日	12月中	1月1日~	2月1日~	3月1日~	4月1日~	5月1日~	6月1日~	7月1日~	8月1日~	9月1日~	10月1日~	11月1日~
月割率	12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

<mark>神社職員</mark>のための傷害保険

傷害総合保険(準記名式契約特約(全員付保)、就業中のみの危険補償特約、 熱中症危険補償特約セット)

保険期間1年、団体割引10%、職種級別A級



(注)保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

職員の皆さまが奉務中に万が一のことがあった際の備えとなります。職員の皆さまの福利厚生として、ぜひご検討ください。 ※神社職員とは…神社と雇用関係がある方(助勤者および短期のアルバイト等は含みません。)

補償の対象となる場合(就業中のみ)

通勤中に 転んで ケガをした



用務で外出中に



奉務中に 蜂に 刺された

なった



野外での奉務中に 熱中症に _{▲ ◇}



保険金のお支払例

お札の頒布中に 交通事故にあい 10日間 入院した



入院日額 6,000円 × 10日間

= 入院保険金 6 万円

※1コースに加入の場合

職員**お一人当たり** 年間8.020円でご加入できます!

神社職員のための傷害保険の特長

就業中のみに限定 した割安な掛金!

(お支払いに労災認定は不要)

通勤中のケガも 補償!

名簿の提出が不要 で手続きが簡単!

(職員名簿の備え付けは必要)

※神職で責任役員の方は「神社職員のための傷害保険」にはご加入いただけません。「宮司のための傷害保険」をご検討ください。

※神社と雇用関係のない方、助勤者および短期のアルバイト等は本制度では対象外のため、補償を希望する場合は取扱代理店までご連絡ください。

掛金(職員1名あたり)

職員お一人当たりの掛金となりますので、下表の掛金に所属の職員数を乗じたものが掛金となります。 **※各神社に所属するすべての職員の人数でお申し込みください**

プラン	1コース	2コース	3コース	4コース
死亡・後遺障害保険金	1,000万円	500万円	300万円	300万円
入院保険金(日額)	6,000円	4,000円	3,000円	3,000円
通院保険金(日額)	2,000円	2,000円	1,000円	_
年間掛金(1人当たり)	8,020円	5,450円	3,290円	2,210円

●入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。 (注)左記の掛金には本制度運営上必要な通信費、各種帳票作成費等として1名あたり200円の制度運営費が含まれています。

●事故対応時に補償対象者の確認をいたしますので<mark>職員名簿の備え付け</mark>をお願いいたします。 ※職員名簿のご提出は不要です

加入例

職員数が10名の神社が1コースにご加入の場合

職員1名あたり 8,020円 × 10名 = 年間掛金 80,200円

【中途加入の場合】 保険期間の途中から加入する場合、掛金は年額ではなく月割計算となります。 上記年間掛金の、保険開始日に応じた下記の月割率を掛けた金額をお支払いいただきます。

保険始期日	12月中	1月1日~	2月1日~	3月1日~	4月1日~	5月1日~	6月1日~	7月1日~	8月1日~	9月1日~	10月1日~	11月1日~
月割率	12/12	11/12	10/12	9/12	8/12	7/12	6/12	5/12	4/12	3/12	2/12	1/12

総代のための傷害保険にご加入される場合は下記年間活動実績表に 活動があった日付を記載の上、本パンフレットの保管をお願いいたします。

※事故対応時に内容を確認させていただく場合がございます。

年間活動実績表(前年活動実績方式)

令和 年	月	\Box	
------	---	--------	--

加入神社名			
-------	--	--	--

宮司名

下記日程に相違ありません。

	令和年	月	B		^{令和} 年	月	B		^{令和} 年	月	B		^{令和} 年	月	B		令和年	月	B
1				19				37				55				73			
2				20				38				56				74			
3				21				39				57				75			
4				22				40				58				76			
5				23				41				59				77			
6				24				42				60				78			
7				25				43				61				79			
8				26				44				62				80			
9				27				45				63				81			
10				28				46				64				82			
11				29				47				65				83			
12				30				48				66				84			
13				31				49				67				85			
14				32				50				68				86			
15				33				51				69				87			
16				34				52				70				88			
17				35				53				71				89			
18				36				54				72				90			

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	この商品は傷	害総合保険普通保険約款に名	S種特約をセットしたものです。			
保険契約者	神社本庁					
保険期間	令和5年12月	1日午後4時から1年間とな	ります。			
申込締切日	令和5年11月]15日				
引受条件(保険金額等)、 保険料、 保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。 ●加入対象者:神社本庁と包括関係にある神宮、神社、神社庁 ●被保険者:【宮司のための傷害保険】宮司・責任役員である神職 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガの原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄は、ケガの原因となった事故発生時におけるものをいいます。 【総代のための傷害保険・神社職員のための傷害保険】総代・神社職員被保険者本人のみが保険の対象となります。(名簿の備え付けが必要です。)【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。					
		ご加入対象者	お手続方法			
	新	規加入者の皆さま	添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、 ご提出いただきます。			
	既加入者の	継続加入をされる場合	添付の「加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、 ご提出いただきます。			
	皆さま 	継続加入を行わない場合	ご対応は不要です。			
	(注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種が職種級別表をご確認ください。 ●中途加入:保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月ら令和6年12月1日午後4時までとなります。 ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、神社本庁財政部までご連絡くだる年12月1日からの満期脱退となります。 ●保険契約開始時点のご加入人数により、保険料または保険金額を調整する場合がありであらかじめご了承願います。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ください。					
満期返れい金・ 契約者配当金	この保険には	、満期返れい金・契約者配当	金はありません。			

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^{※)}をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細 菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体 の障害もお支払いの対象となります。

【総代のための傷害保険】管理下中の傷害危険補償特約がセットされていますので、被保険者が団体の管理下において活動に 従事している間(往復途上を含みます。)にケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

【神社職員のための傷害保険】就業中のみの危険補償特約がセットされている場合、被保険者がその職業または職務に従事し ている間(通勤途上を含みます。)に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から 結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知さ れない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、	車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
保	食金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態 での運転または麻薬等により正
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額 - 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ 行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、 1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額 = 入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津 波(天災危険補償特約をセットし
傷害(国内外補償)	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) <入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	ない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(**2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるよし、シグライダー搭乗等の危険な場がライダー搭乗等の危険なりが、航空機操縦(職務としてググライダー搭乗等の危険なりがある場合を除きます。)、ハングがライダー搭乗等の危険なりである場合を除きます。)のおよび練習を含みます。)のおよび練習を含みます。)のおり
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額 一通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	manage of the state of the
	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な
	医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生
	労働省ホームページをご覧ください。
	(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師に
【/口/京】	よる治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、
地流	医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

<u>1. クーリングオフ</u>

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ○ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ○加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ○ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務
 - ★被保険者の人数(総代のための傷害保険・神社職員のための傷害保険)
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、 保険金をお支払いできないことがあります。
- ○死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ○加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。) は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還 または請求します。
 - 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【総代のための傷害保険・神社職員のための傷害保険】

- ・被保険者の人数が増加または減少となる場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- ・ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ○加入申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- ○ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ○団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 - ○被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ○保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

○保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

○すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それら の影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ○事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ○保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

J 15 151.	THE STATE OF CITY OF THE STATE				
	必要となる書類	必要書類の例			
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認 できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など			
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など			
3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、 損害の程度および損害の範囲、復旧の程度 等が確認できる書類	■被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など			
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など			
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要 な書類	同意書など			
6	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算 出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など			

- (注1)事故の内容またはケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ○上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。 詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ○ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。総代のための傷害保険については通算短期契約方式のため保険料の返れいはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。 また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保 険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に 定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定 期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
- (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9. 個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・ 提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含み ます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っ	ているかをご確認ください。
□ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約□ 保険金額□ 保険期間	□ 保険料、保険料払込方法□ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- □ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動
	車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争 選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

□被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】 0570-022808 <通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 **0120-727-110** (受付時間: 24時間365日)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

事故発生時の連絡先

村上代理店 0120-280-010 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

※お電話で受付後、別途、事故報告書をご提出いただきます。

問い合わせ先

【保険契約者】

神社本庁財政部

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号

TEL. 03-3379-8011 (代表)

TEL. 03-3379-8015 (直通)

FAX. 03-3379-8299

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【引受幹事保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-5408

FAX. 03-6388-0162

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

【取扱代理店】

村上代理店(有限会社村上)

13-10-27

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10 TEL. 0120-280-010

FAX. 03-6447-5456

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ23-04530 令和5年8月8日)